

身近な生物多様性を考える

# 守ろう！八千代の生態系

私たちの身の回りには、数多くの外来生物が生息しています。園芸や食用などに利用されている外来生物もありますが、一部は在来生物を絶滅に追い込むなど、深刻な影響を及ぼすものも。その生態や対処の仕方を正しく理解し、私たちにできる身近なことを知っておきましょう。お問い合わせは、環境政策室 ☎421-6767へ

## 外来種と特定外来生物

「外来種」とは、貿易や物資の輸送など人間の活動によって本来生息する地域から、もともとは生息していなかった地域に入り込んだ生き物のことをいいます。外来種というと、海外から日本に持ち込まれた生物のことと思われがちですが、日本国内のある地域から、もともとは生息していなかった別の地域に持ち込まれたものも国内由来の外来種です。

現在、国内にいる外来種は2,000種以上。外来種の中には、農作物、家畜やペットのように私たちの生活に欠かせない生き物もたくさんいますが、生態系や農林水産業などに深刻な悪影響を与えたり、人に直接危害を加えたりするものもいます。これらを「特定外来生物」として指定し、規制・防除することで被害の防止を目指しています。

特定外来生物は、平成17年に施行された外来生物法によって飼育や運搬、譲渡、野外に放すことが原則禁止されています。違反すると個人の場合、懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金など

非常に重い罰則が科せられます。

5年6月の時点で、国内で158種類が指定されており、そのうちカミツキガメやセアカゴケグモなどは市内でも確認されています。

## 生物多様性を守るために私たちにできること

このまま外来種が増えると、多様な生態系が失われ、地域に昔から生息している生き物たちが見られなくなる恐れがあります。生物多様性を守るために、私たちにできる身近なことから取り組みましょう。

■**外来種を野外に放さない** 外来種を野外に放つと、地域の生態系に悪影響を及ぼす恐れがあります。ペットとして飼われていたカミツキガメやアライグマは、飼育しきれなくなって自然に放したことで野生化・繁殖し、問題になっています。

■**他の地域から動植物を持ち込まない** 他の地域の生き物は絶対に持ち込まない、持ち出さないようにしましょう。

■**野生動物との接し方に注意する** 自然界にはさまざまな動物や植物が生息し、中には毒

や病原体などを持つ非常に危険なものも存在します。野生動物にむやみに触ることは控えましょう。

■**ごみのポイ捨てはやめてください** 道路や河川敷にごみを捨てると、景観を悪化させるだけでなく、野生動物が餌と区別できずに誤飲・誤食し、死んでしまう場合があります。釣り針や釣り糸などが体に引っかかり、怪我や自由を奪ってしまうこともあるので、ごみのポイ捨てはやめましょう。

## 野生動物への餌付けはやめましょう

野生動物に食べ物を与えることは栄養状態が良くなり、過度に繁殖して生態系に悪影響を及ぼすだけでなく、動物が集まることによる糞尿などの生活被害や畑を荒らすなどの農業被害につながる場合があります。人と野生動物の距離感が過度に縮まることで、人慣れして危害を加えてくる恐れもあります。

農作物や果樹を放置することも無意識のうちに餌付けと同じ環境をつくっているかもしれません。身の回りで意図せず、えさ場を作っていないか、一度点検してみましょう。

6月1日  
規制開始

## アメリカザリガニとアカミミガメは野外に放してはいけません

アメリカザリガニとアカミミガメは、生態系などへの被害を生じさせる恐れがあるため、6月1日から「条件付き特定外来生物」に指定されました。これにより、野外への放出、購入や不特定多数の者に配る頒布などができなくなるので、規制開始後の注意点を紹介します。

■**ペットとしての飼育は可能** 規制開始後も、一般家庭では届け出等の手続きなしに、これまでどおり飼うことができますが、池や

川などの野外に放したり、逃がしたりすることは法律で禁止されます。飼育している個体が逃げ出した場合も違法となる場合がありますので、適切な環境で飼育してください。

■**飼い続けることができなくなった場合は、無償での譲渡を** アカミミガメ・アメリカザリガニに限らず、ペットは寿命を迎えるまで大切に飼育してください。やむを得ない事情により飼えなくなった場合は、友人や新しい飼い主探しをしている団体などに譲渡してく

ださい。この場合も、無償（譲り渡す側が引き取り料等を払って引き取ってもらう場合も含む）であれば申請や許可、届け出等の手続きは不要ですが、責任をもって飼うことのできる相手を探してください。ただし、条件付き特定外来生物は無償であっても頒布にあたる行為は規制されます。

規制内容や、飼養等に関する詳しい問い合わせは、環境省のアメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤルへ。

●ナビダイヤル ☎0570-013-110

●IP電話等の場合 ☎06-7739-7899

受付時間は午前9時～午後5時（年末年始は除く）※通話料は発信者の負担です。

広告

広告